

# ～下水道使用の注意とお願い～

(公共下水道及び漁業集落排水をご利用の方へ)

シリーズ76



## ■下水道使用にあたっての注意事項

下水道を正しく使わないと、家などの排水設備に重大な損傷を与えるだけでなく、汚水処理施設が壊れてしまう場合があります。みなさんの下水道です。下記の事項を個人個人が十分に注意して、正しく使用しましょう。

## ■下水道に流してはいけないもの

- **生ゴミ、てんぷら油などの油脂類など**  
三角コーナーや排水口のゴミ受けにネットをかぶせることで防げます。食用油の残りなどは新聞紙などに含ませて燃えるゴミに出してください。
- **トイレットペーパー以外の紙、紙おむつ、布類など**  
水に溶けない紙などは機械が壊れる原因となりますので、流さないでください。
- **ガソリン、シンナー、農薬、アルコール、化学薬品などの危険物**  
揮発性の高いものや、化学反応を起こすものなどを流すと大事故につながります。絶対に流さないでください！処分するときは専門業者に依頼してください。

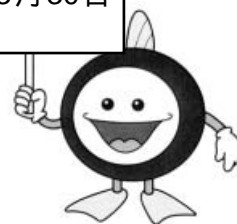
## 志和岐漁業集落排水施設の宅内工事についてお知らせ

美波町では、平成23年3月31日に志和岐漁業集落排水施設の供用を開始し、まもなく1年が経過しようとしています。

下水道にご加入いただいたご家庭からは、臭いもなくなり、とても良くなったとの好評をいただいております。

さて、志和岐漁業集落排水区域の下水道補助金の対象は、平成24年3月30日までに申込みされた方になりますので、ご検討されている方は、お早めにお申し込みください。

下水道補助金は  
平成24年3月30日  
までです。



## 使用料について

漁業集落排水の使用料の計算に係る汚水量は、水道の使用水量を基本とします。また、井戸水等を使用している場合及び営業などにより漁業集落排水に排除する汚水の量と水の使用量とが著しく異なる場合は、使用状況などを申告等により勘案して汚水の量を認定します。

区分	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
一般家庭集会所等	10m <sup>3</sup>	900円	10m <sup>3</sup> を超える分	1m <sup>3</sup> につき100円

※使用料金は、上記料金表により計算された額に消費税(5%)を加算した額となります。

## 加入金について

1箇所あたり **10万円**

ただし、施工上やむを得ず公共ますを複数設置する場合は、1個追加するごとに5万円追加されます。

## 補助金について

下水道に接続する工事(排水設備工事)に係る経費は各個人のご負担となりますが、加入及び接続に対し、補助を行います。

### (1) 加入補助金

供用開始日から、1年以内に加入申込みをすると5万円の補助金が支給されます。

### (2) 接続補助金

供用開始日から、1年以内に施設に引込みを行うと2万円の補助金が支給されます。

## 排水設備工事について

排水設備工事については、町が指定する工事店にお申し込みください。

-- 下水道は快適な生活環境をサポートします --

※ 下水道についてのお問い合わせは役場建設課(☎77-3618)まで